

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成２６年７月１０日

東広島市長 藏 田 義 雄

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）名称

（仮称）エブリー御藺宇店

（２）所在地

東広島市西条町御藺宇字滝原２８１８番１外

２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社エブリー	代表取締役 岡 崎 雅 廣	福山市南蔵王町二丁目１０番２２号

３ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社エブリー	代表取締役 岡 崎 雅 廣	福山市南蔵王町二丁目１０番２２号
未定	未定	未定
株式会社ハーティ ウォンツ	代表取締役 福 岡 慎 二	広島市中区八丁堀１１番８号
株式会社大創産業	代表取締役 矢 野 博 丈	東広島市西条吉行東一丁目４番１４号

４ 大規模小売店舗の新設をする日

平成２７年２月２７日

５ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,691平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
建物南側	103台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
A棟南側	20台
B棟南側	20台
合計	40台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
A棟北西側	10平方メートル
A棟東側	6平方メートル
B棟北側	6平方メートル
B棟東側	5平方メートル
合計	27平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
A棟北西側	22.2立方メートル
B棟北側	2.4立方メートル
B棟東側	1.8立方メートル
合計	26.4立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後12時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
3か所	駐車場西側、駐車場南側及び駐車場東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成26年6月26日

9 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成26年7月10日（木）から同年11月10日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）と

し、縦覧時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条栄町８番２９号

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成２６年１１月１０日（月）

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課